

○牧之原市企業立地促進事業費補助金交付要綱

平成17年10月11日

告示第74号

改正 平成19年10月31日告示第134号

平成20年3月31日告示第45号

平成24年2月13日告示第25号

平成30年2月1日告示第6号

平成30年5月1日告示第87号

令和元年8月1日告示第47号

令和2年3月31日告示第121号

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、市内に工場等を新設する民間の企業若しくは組合又は公益法人(以下「企業等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県の地域産業立地事業費補助金交付要綱(平成8年11月15日付け技第469号商工労働部長通知。以下「県要綱」という。)及び地域産業立地事業費補助金交付取扱要領(平成16年3月30日付け産集第119号商工労働部長通知)並びに牧之原市補助金等交付規則(平成17年牧之原市規則第28号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 次に掲げる施設のいずれかであって、市長が特に立地を推進するものをいう。

ア 産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)に定める日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)の大分類に掲げる分類符号Eの製造業の用に供する施設

イ 産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設(以下これらを「研究所」という。)

ウ 産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは産業分類の小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設(流通加工等(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。))並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは産業分類の大分類Iに掲げる卸売業・小売業の分野に係る施設(流通加工を行うものに限る。)であって市長が別に定めるものを除く施設(以下これらを「物流施設」という。)

エ 産業分類の大分類Aの農業の用に供する施設のうち、植物の生育環境の監視及び高度な制御を行うことにより、植物の計画的な周年の生産が可能な栽培施設

オ その他市長が特に必要と認める施設

- (2) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する工場等の設置をいう。
- ア 工場等の建物を新築（売買若しくは賃貸借で取得した場合も含む。）し、機械設備を購入して業務を開始すること。この場合において、造成済みの用地を取得した場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後5年以内に業務を開始する（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）が業務を開始する場合を含む。）こと。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
 - イ 立地の形態については、新設のほか、増設（自社の既存の工場等の敷地に隣接した用地を取得する場合をいう。）、移転（自社の既存の工場等に全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を設置する場合をいう。）を含む。
 - ウ 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること（研究所を除く。）。
 - エ 当該事業に係る事業所の従業員の人数（パートタイマー（就業時間が週30時間未満の短時間労働者をいう。）は、2分の1換算とする。以下同じ。）が業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。
 - オ 既に県内に事業所がある企業等については、当該企業等の県内における全従業員の増加人数が業務を開始する時に1人以上であること又は工場若しくは物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、市長が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。
 - カ 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。
 - キ 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。
 - ク 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有すること。
- (3) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する博士の学位を有する者
 - イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの
 - ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの
 - エ 学校教育法第108条第3項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程を終了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの

オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

(4) 成長分野事業 第1号アの製造業のうち、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める施設を設置する事業をいう。

(5) ふじのくにフロンティア推進区域等 ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱（平成26年4月1日付け政地第196号静岡県企画広報部長通知）に基づき、静岡県知事が定めた区域及びふじのくにフロンティア新拠点区域（市の申請に基づき構想の実現に必要と県が認定するふじのくにフロンティア推進エリアに市が設ける区域をいう。）をいう。

（補助率等）

第3条 補助率等は、別表第3のとおりとする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費は除く。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定により算出した額の補助額の合計について、ふじのくにフロンティア推進区域等の用地を取得し、かつ、成長分野事業又は研究所に該当する場合は限度額を4億円とし、そのいずれかに該当する場合は限度額を3億円とし、それ以外の場合は限度額を2億円とする。

4 補助金の交付は、1企業等につき1回に限るものとする。ただし、既に県要綱に基づく補助金を交付された市町から補助を受けた企業等及び過去に指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、当該事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、工場及び物流施設にあっては5億円以上、研究所にあっては1億円以上の場合を除く。

（事前協議）

第4条 補助金の交付を受けようとする企業等は、原則として、業務開始の属する年度の前年度8月15日までに、牧之原市企業立地促進事業補助金交付申請見込調書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする企業等は、交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 企業等概要調書（様式第3号）

(2) 工場等の設置に係る事業計画書（様式第4号）

(3) 収支予算書（様式第5号）

(4) 親子会社等に関する説明書（様式第6号）（親子会社等により工場等を設置する場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の支払を分割できるものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 第2条第2号エに規定する業務を開始する時の従業員の人数、同号オに規定する業務を開始する時に増加した従業員の人数及び同号キに規定する業務を開始する時の研究員の人数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、補助相当額の全部又は一部を返還させることがあること。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工場等の設置に係る変更事業計画書（様式第4号）

(2) 変更収支予算書（様式第5号）

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 企業等は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工場等の設置に係る事業実績書（様式第4号）

(2) 収支決算書（様式第5号）

- (3) 新規雇用従業員名簿（様式第11号）
- (4) 設備の設置状況（様式第12号）
- (5) 研究員名簿（様式第13号）（研究所の場合に限る。）
- (6) 土地登記事項証明書の写し
- (7) 土地売買等契約書の写し
- (8) 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- (9) その他参考となる書類

2 前項に掲げる実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長へ提出しなければならない。

（交付の確定）

第11条 市長は、実績報告があった場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を確定し、交付確定通知書（様式第14号）を交付するものとする。

（請求の手続）

第12条 企業等は、交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、交付確定通知書の写しを添えて、請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成15年相良町告示第17号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月31日告示第134号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に用地を取得し、その後業務を開始した企業等に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日告示第45号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月13日告示第25号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に用地を取得し、その後業務を開始した企業等に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月1日告示第6号）

改正 令和元年8月1日告示第47号

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に用地を取得し、その後業務を開始した企業等に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可その他の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の許認可等をいう。）により、工業団地（第2次牧之原市国土利用計画において企業誘致拠点に定めた土地であって、造成事業者が整備した土地を別の事業者が工場等を立地することを目的に所有権移転登記をする一団の土地をいう。）に造成することが確実に認められる土地を取得し、この告示の後に操業を開始した企業等に対する補助金については、この限りでない。

附 則（平成30年5月1日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年8月1日告示第47号）

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の牧之原市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定及び第2条の規定による改正後の牧之原市企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続搬送装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工のように供する設備	流通加工のように供する設備

別表第2（第2条関係）

区分	対象施設
----	------

食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 医薬品製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 X線装置製造業 医療用電子応用装置製造業 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
化学繊維製造業 炭素繊維製造業 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く） プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造を除く） 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く） 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く） 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く） その他製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業分類に掲げる業種をいう。

別表第3（第3条関係）

補助の対象となる経費	区分	補助率（額）
企業立地事業に要する経費のうち土地の取得に要する経費（成長事業分野又は研究所に限る。）	1 ふじのくにフロンティア推進区域等の土地を取得した場合	土地取得費の100分の40以内
	2 1に掲げる土地以外の土地を取得した場合	土地取得費の100分の30以内
企業立地事業に要する経費のうち土地の取得に要する経費（成長事業分	1 ふじのくにフロンティア推進区域	土地取得費の100分の30以内

野又は研究所を除く。)	等の土地を取得した場合	
	2 1に掲げる土地以外の土地を取得した場合	土地取得費の100分の20以内
企業立地推進事業に要する経費のうち従業員等の新規雇用に関する経費	1 新規雇用従業員等のうちパートタイマー以外の者を雇用した場合（業務開始日において本市の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）	業務開始日の属する月の末日における当該新規雇用従業員等の人数に100万円を乗じて得た額
	2 新規雇用従業員等のうちパートタイマーを雇用した場合（業務開始日において本市の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）	業務開始日の属する月の末日における当該新規雇用従業員等の人数に50万円を乗じて得た額
	3 新規雇用従業員等のうちパートタイマー以外の者を雇用した場合（業務開始日において本市以外の静岡県内の市町の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）	
	4 新規雇用従業員等のうちパートタイマーを雇用した場合（業務開始日において本市以外の静岡県内の市町の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）	業務開始日の属する月の末日における当該新規雇用従業員等の人数に25万円を乗じて得た額

備考 「新規雇用従業員等」とは、土地の取得若しくは賃借をした日以降に雇用したもの又は土地の取得若しくは賃借をした日以前に雇用したものの

うち当該雇用が工場等の業務の開始を目的としたものであると市長が認めるものをいい、その人数の算定については、次のとおりとする。

- 1 工場等の業務の開始前において静岡県内に他の事業所を有しない企業等にあつては、工場等の業務開始日の属する月の末日の従業員等の人数
- 2 工場等の業務の開始前において静岡県内に他の事業所を有する企業等にあつては、工場等の業務の開始に伴い雇用した従業員等のうち、業務開始日の属する月の末日の従業員等の人数から土地を取得又は賃貸した日前1年間における平均の従業員等の人数（該当人数に1人未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た人数）を差し引いて得た人数

様式第1号（第4条関係）

牧之原市企業立地促進事業補助金申請見込調書

年 月 日

牧之原市長

所在地
名称
代表者名
担当者名
担当者連絡先

印

- 1 企業等の名称
〈子会社等が業務を行う場合〉
業務を行う企業名
- 2 代 者 者
- 3 企業等の沿革 会社設立 年 月
- 4 資本（出資）金 千円
- 5 従業員数 人
- 6 業 種
主要製品、研究内容又は取扱品目
主要取引先又は荷主等
- 7 本社所在地
- 8 本社以外の事業所名（所在地）
- 9 過去の補助金交付実績
（地域産業立地事業費補助金を交付された市町村からの補助又は指定都市における地域産業立地事業費補助金の交付を受けた実績のある企業等のみ記入）
交付年度
補助金額
交付対象事業所名

10 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要です）

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物構築物				社債等			
設備資産額				長期借入金			
土 地				引当金等			
建物仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
繰延資産				剰余金			

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

11 新施設の計画状況

(1) 施設

区 分	面積 (㎡)	投資金額 (百万円)
土 地		
建 物		
設 備		
合 計		

(注) 賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

	年 月 日
用地取得(予定)日	
事業着手(予定)日	
着工(予定)日	
完成(予定)日	
業務開始(予定)日	

(注)

- ・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日(又は予定日)を記入してください。
- ・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日)を記入してください。
- ・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済日)を記入してください。

(3) 資産の取得形態（該当するものに○をしてください）

- ・土地：購入 リース 自社所有
- ・建物：購入 リース 既設
- ・機械設備：購入 リース

(4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

(6) 創業時の雇用計画 (単位：人)

		正従業員	パート
当該事業所	現在		
	操業時		
県内全事業所	現在		
	操業時		

(7) 設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画（見込み）（単位：千円、人）

区 分	年 月期	年 月期	年 月期
売 上 高			
雇 用 人 数			

(8) 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果

(9) ふじのくにフロンティア推進区域等の状況（当該する場合のみ記載）

ア 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域等

イ ふじのくにフロンティア推進区域等内で実施する事業の内容

※親会社及び子会社等により事業を実施する場合は、1～10の項目については、企業ごとに作成すること。

様式第 2 号(第 5 条関係)

交 付 申 請 書

年 月 日

牧之原市長

所在地

名 称

代表者

印

年度において、企業立地促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

様式第3号(第5条関係)

企業等概要調書

- 1 企業等の名称
- 2 代表者
- 3 企業等の沿革
- 4 資本(資金)金
- 5 従業員数(うち障害者数)
- 6 業種
主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等
- 7 本社所在地

電話番号
- 8 工場等所在地

9 最近3期の業績

貸借対照表 (百万円)

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書 (百万円)

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
うち研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年 月	年 月	年 月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

		本 社			
土 地		m ²			
建 物	工場				
	研究所 物流施設 事務所 その他 計				

様式第4号（第5条、第8条、第10条関係）

工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 工場等の名称

2 設置場所

3 設置概要

4 設置（予定）日

用地取得日	年 月 日
事業着手（予定）日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

（注） 事業着手日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は賃貸借契約日のうち最も早い日を記入すること。

5 従業員雇用計画（実績）

	特定企業等の 県内全事業所		特定企業等の 当該事業所	
	正従業員	パート タイマー	正従業員	パート タイマー
前1年間の平均	人	人	人	人
業務開始（予定）日の属する月末	人	人	人	人

（注）

- 雇用保険法の一般被保険者及び高齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高齢者継続被保険者及び65歳に達した日以降に雇用された者。以下同じ。）であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前日から起算して前1年間の人数を記入すること。

6 投資計画（実績）

			金額
土地		m ²	円
建物	事業用	m ²	円
	その他	m ²	
計		m ²	円

その他	(機械設備等)	円
	(その他)	円
	計	円
合計		円

7 資金調達計画（実績）

		金額	概要
自己資金		円	
借入金		円	
	計	円	
補助金等		円	
合計		円	

8 工場等の設置により当該市町に及ぼす社会的波及効果

9 ふじのくにフロンティア推進区域等の状況（該当する場合のみ記載）

(1) 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域等

(2) ふじのくにフロンティア推進区域等内で実施する事業の内容

様式第5号（第5条、第8条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第6号（第5条関係）

親子会社等に関する説明書

1 親子会社等の所在地及び名称

(1) 親会社

名称

所在地

(2) 子会社

名称

所在地

(3) 関連会社

名称

所在地

2 親子会社等の中の役割分担

会社	用地取得費	雇用増	設置工場等における事業内容
合計			

※添付書類

- ・親子会社等の中の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等の中の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等の中のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による事業全体の事業計画書（様式第4号）
- ・親子会社等による事業全体の収支予算書（様式第5号）

様式第 7 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

牧之原市長



交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請があった企業立地促進事業費補助金の交付について次のとおり決定します。

1 決定の内容

(1) 金 額 円

(2) 交付の対象

2 交付の条件

牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市企業立地促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 8 号(第 8 条関係)

変更承認申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた、企業立地促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

変更承認書

牧之原市長



年 月 日付け申請のあった牧之原市企業立地促進事業の事業計画の変更
については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

様式第 10 号(第 10 条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

牧之原市長

所在地

名 称

代表者

⑤

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた、企業立地促進事業
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 11 号(第 10 条関係)

新規雇用従業員名簿

	氏 名	性 別	住 所	職務の内容	特記事項
	生年月日	雇入年月日	正従業員・パートの別		
1	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
2	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
3	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
4	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
5	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
6	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
7	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
8	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
9	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
10	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
11	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
12	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
13	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
14	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		
15	. .	男 ・ 女 . .	1 正従業員 2 パート		

(注) 「職務の内容」欄には、事務員、販売員、技術員(研究員)、工員等の別を記載する。

様式第 12 号（第 10 条関係）

設備の設置状況

	種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1					
2					
3					
4					
5					
6					

（注）種類及び設備の欄には、別表第 1 に掲げる種類及び設備の名称を記入すること。

様式第 13 号(第 10 条関係)

研 究 員 名 簿

	氏 名	性 別	住 所	従 事 する 業 務 の 内 容	経 験 年 数
	生 年 月 日	雇 入 年 月 日	最 終 学 歴		
1		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
2		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
3		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
4		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
5		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
6		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			
7		男 ・ 女			
	・ ・	・ ・			

(注) 「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載

様式第 14 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

牧之原市長



交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号により決定した、企業立地促進事業費補助金の交付について、次のとおり確定します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第15号(第12条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた企業立地促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

牧之原市長

所在地
名 称
代表者



口座振替先金融機関名
口座種別 普通 ・ 当座
口座番号
(ふりがな)
口座名義